

令和5年度第2回 一関市行財政改革推進審議会

日 時：令和5年10月13日（金）

午前10時から11時30分まで

場 所：一関市役所本庁舎3階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 協 議

- (1) 第1回行財政改革推進審議会が出された意見等への回答について 【資料A】
- (2) 指定管理者制度導入に係る委員会方針の決定について 【資料B】

3 その他

4 閉 会

一関市行財政改革推進審議会委員名簿

任期：令和5年2月17日～令和7年2月16日

(敬称略・五十音順)

番号	氏名	委員選任区分	公共的団体等の役職 (選任時)
1	あべかずえ 阿部 和 恵		
2	いとうさちこ 伊東 幸 子		
3	いわもとたかひこ 岩本 孝 彦		
4	おやまけんいち 小山 賢 一		
5	かとうよしあき 加藤 善 昭		
6	くまがいゆうき 熊谷 雄 紀		
7	さとうかずのり 佐藤 一 則		
8	さとうてるこ 佐藤 晃 子		
9	さとうゆかり 佐藤 ゆかり		
10	しゅとうあき紀 首藤 亜 紀		
11	すがわらよしのり 菅原 義 則		
12	ちばまみこ 千葉 真美子		
13	のむらつとむ 野村 勉		
14	はしもとあつこ 橋本 温 子		
15	よしだまりこ 吉田 真梨子		

市側出席者

役 職	氏 名
総務部長	千 葉 敏 紀
総務部次長兼財政課長	小 野 寺 啓
財政課長補佐兼財政企画係長	千 葉 健 一
財政課主任主事	菊 地 陽 子
財政課主任主事	千 葉 諒 太

○一関市行財政改革推進審議会条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市の行財政改革の推進を図るため、一関市行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第1回行政改革推進審議会が出された意見等への回答について

No.	資料	改革実施項目	質問・意見の概要	回答	(担当課)		
1	資料A 2ページ No.1	学校規模の適正化による望ましい教育活動の展開	計画完了は良いが、統合した小学校(弥栄)でも複式学級が生じている状況であり、新たな学校規模適正化計画が必要になってきているのではないか。	学校規模の適正化に当たっては、これまで学校統合を方策とし、児童生徒の保護者及び地域の方々のご理解ご協力をいただきながら、複式学級の解消などに努めてきました。 児童生徒数の減少は今後も続く見込みであり、保護者やPTAに推移想定データを示しながら相談してまいります。	教育総務課		
2	資料A 3ページ No.10	日直業務の見直し	住民の声を聴きながら検証してほしい。	日直業務の見直しについては、これまでの休日における戸籍の届出、電話による問い合わせ等の件数の実績や事務の効率化の観点から、支所の日直業務を見直し、日曜日の日直業務を本庁と千厩支所に集約したもので、令和5年4月2日(日)から運用を開始したところですが、運用開始後の戸籍の届出や電話の問い合わせ等の状況を検証し、令和5年度も見直しを検討してまいります。	職員課		
3	資料A 3ページ No.14	市営バス路線の再編	指定管理により藤沢B&G海洋センター利用者の送迎を無料でやっているが、市営バス運行の見直しの話を聞くとこのままでもいいのかと考えるところがある。運行を継続していく理由が必要ではないか。	藤沢B&G海洋センターの無料バス運行は、施設開設当初にプールを体験してもらう目的で、老人クラブ等に声掛けして開始したものです。現在も利用者の利便性を考慮し、引き続き指定管理者に送迎をしていただいているところですが、利用者が少ない路線は利用者の意見を聞きながら指定管理者と協議を行い、見直しを検討する必要があると考えています。 併せて、利用者のニーズを見極めながら、デマンド型乗合タクシーの乗降場所の追加を検討してまいります。	スポーツ振興課		
4	資料A 4ページ No.18	公共施設等総合管理計画の推進	「利用者等との話し合いの場を持ち」とあるが開催されたとの話も聞かなくてこない。どのように進められているのか。	施設保有の見直し方針に基づき、見直し区分を廃止・譲渡・転用・規模縮小とした73施設の施設所管課から、施設利用者や地域住民等に意見交換会の開催について周知し、5月から12月に意見交換会を開催しました。	財政課		
5	資料A 5ページ No.29	収納率の向上と滞納防止対策の実施	電子マネー等を使えるようにして収納率の向上につながったのか。つながったのであれば他の科目でも使えるように拡充していくべきである。併せて指定管理施設での利用料收受にも拡大してほしい。	令和3年度からスマホ決済アプリ(電子マネー)納付を導入し、令和3年度は5,818件(全納付件数に対する割合 0.96%)、令和4年度は9,880件(全納付件数に対する割合 1.65%)の納付に利用されました。納税者の利便性が図られた一方で、銀行窓口やコンビニ納付からスマホ決済アプリ納付に移行した方が多いと予想されることから、収納率への直接的な影響は少ないものと考えております。 コンビニ納付代行者のオプションとして導入したことから、少ないシステム改修費で導入できたものです。そのため、対象科目は、コンビニ納付を導入している税、料金等と上下水道料金としています。それ以外の科目を拡大するにはシステム改修費が必要となり、ランニングコストもかかるため、費用対効果の面で現時点では導入は難しいと考えております。	収納課		
6	資料A 6ページ No.37	電子申請等の拡充	資料に記載のあるオンライン申請のR4年度の件数とオンライン申請が可能となった時期は。	中小企業等物価高騰対策支援給付金	(R4年度申請件数)2,538件 (うちR4年度オンライン申請件数)740件	(オンライン申請が可能となった時期) R5年1月～	商政課
				いちのせき事業復活支援給付金	(R4年度申請件数)910件 (うちR4年度オンライン申請件数)477件	(オンライン申請が可能となった時期) R4年6月～	商政課
				一関市子育て世帯臨時特別支援金	(R4年度申請件数)3,831件 (うちR4年度オンライン申請件数)1,605件	(オンライン申請が可能となった時期) R4年8月～	児童保育課
				所得課税扶養証明書	(R4年度申請件数)14,024通 (うちR4年度オンライン申請件数)63通	(オンライン申請が可能となった時期) R4年3月～	市民税課
				納税証明書	(R4年度申請件数)3,075通 (うちR4年度オンライン申請件数)3通	(オンライン申請が可能となった時期) R4年10月～	市民税課
				軽自動車税納税証明書	(R4年度申請件数)5,841通 (うちR4年度オンライン申請件数)19通	(オンライン申請が可能となった時期) R4年3月～	市民税課
				軽自動車税減免申請	(R4年度申請件数)445件 (うちR4年度オンライン申請件数)0件	(オンライン申請が可能となった時期) R4年5月～	市民税課
市民税・県民税申告(収入がなかった方のみ対象)	(R4年度オンライン申請件数)23件	(オンライン申請が可能となった時期) R4年2月～	市民税課				

令和5年度指定管理者制度運営委員会方針

令和6年度に新たに指定管理者制度を導入しようとする施設及び令和5年度をもって指定管理者制度の指定期間が終了する施設について、指定管理者制度運営委員会において指定管理の新規導入及び更新について審査し、各施設の今後の方針を決定しました。

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
1	一関市摺沢市民センター(大東コミュニティセンター)	新規	摺沢振興会	一関市摺沢市民センター、大東コミュニティセンター及び一関市摺沢市民センター摺沢体育館の指定管理候補者として、次の理由により、摺沢振興会を選定した。 当該団体は、摺沢地区全体に関わる地域づくりの調整や推進、摺沢地区内の各団体が単独では対応できない課題の解決などを通じて摺沢地区の振興を図ることを目的として設立された摺沢地区の地域協働体である。 平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R11.3.31	5年	一関市摺沢市民センター及び大東コミュニティセンターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は、地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。 一関市摺沢市民センター摺沢体育館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	-	-	-	まちづくり推進部
	一関市摺沢市民センター摺沢体育館	新規			R6.4.1～ R8.3.31	2年		-	-	-	まちづくり推進部
3	一関市浪民市民センター	新規	浪民振興会	一関市浪民市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、浪民振興会を選定した。 当該団体は、浪民地区内における教育文化並びに産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加のもとに推進することにより、地区住民生活の向上を図る目的として設立された浪民地区の地域協働体である。 平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は、地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	-	-	-	まちづくり推進部
4	地域資源活用総合交流促進施設	新規	大東産地直売協同組合(仮)	未確定	R6.10.1～ R9.3.31	2.5年	指定期間については、指定期間については、当該団体が初めて施設を管理すること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから、令和8年度までの2年6か月とする。	-	-	-	農林部
5	室根第4区集落センター	更新	浜横沢地区自治会振興会	室根第4区集落センターの指定管理候補者として、次の理由により、浜横沢地区自治会振興会を選定した。 当該団体は、浜横沢地区の4自治会から構成される団体であり、平成28年度から管理運営を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、浜横沢地区の拠点なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
6	室根ひこばえの森交流センター	更新	矢越地区自治会振興会	室根ひこばえの森交流センター及び室根第15地区会館の指定管理候補者として、次の理由により、矢越地区自治会振興会を選定した。 当該団体は、矢越地区の5自治会から構成される団体であり、平成28年度から管理運営を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、室根ひこばえの森交流センターは上折壁地区、室根第15地区会館は釘子地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
7	室根第15地区会館	更新									
8	室根交流促進センター	更新	津谷川地区自治会振興会	室根交流促進センターの指定管理候補者として、次の理由により、津谷川地区自治会振興会を選定した。 当該団体は、津谷川地区の5自治会から構成される団体であり、平成28年度から管理運営を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、津谷川地区の拠点的なコミュニティ施設として位置づけられており、施設の性格上、地域住民の福祉の増進と交流促進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
9	西口コミュニティセンター	更新	西口自治会協議会	西口コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、西口自治会協議会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今度も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、主に当該団体の構成員である地域住民が、地域づくり活動の拠点として利用し、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
10	本郷白藤交流館	更新	本郷地区自治会協議会	本郷白藤交流館の指定管理候補者として、次の理由により、本郷地区自治会協議会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今度も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
11	曲田地区ふれあいセンター	更新	曲田地域自治会協議会	曲田地区ふれあいセンターの指定管理候補者として、次の理由により、曲田地域自治会協議会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今度も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
12	陶芸センター	更新	深葦自治会	陶芸センターの指定管理候補者として、次の理由により、深葦自治会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、作陶を通じた地域内外との交流及び地域住民の活動拠点として利用されており、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
13	新沼コミュニティセンター	更新	新沼地区自治会協議会	新沼コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、新沼地区自治会協議会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、地域づくり活動の拠点として利用されており、地域住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図る上で、地域団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
14	郷土文化保存伝習館	更新	藤沢町文化振興協会	郷土文化保存伝習館の指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町文化振興協会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理を行っているが、組織体制、事業内容等が健全かつ効果的に実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 また、当該施設は、郷土文化の保存・伝承と地域住民の交流促進を図る上で、地域の文化を熟知している当該団体による管理運営が最も適していると考えられること、また、隣接する大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館、大籠殉教記念クルス館と一体的な管理することにより、効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
15	並木ヶ丘コミュニティグラウンド	更新	藤沢町モータースポーツ協会	並木ヶ丘コミュニティグラウンドの指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町モータースポーツ協会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した令和3年度から当該施設の管理を行っているが、適切な施設運営に努めており、これまでの管理運営に対する評価は良好であった。 また、当該施設は、地域住民の生涯学習や健康増進のために利用されているほか、隣接する藤沢スポーツランドのモトクロス競技者等にも利用されており、藤沢スポーツランドと一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	R3.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
16	一関勤労青少年ホーム	更新	特定非営利活動法人一関文化会議所	一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターの指定管理候補者として、次の理由により、特定非営利活動法人一関文化会議所を選定した。 当該団体は、市民の文化活動の推進及び支援に関する事業を行い、市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする特定非営利活動法人である。指定管理者制度を導入した平成20年度から当該施設の管理を行っているが、市民のニーズを把握しながら事業の企画運営、各種講座の開催及び各種事業における施設の相互利用などが実施されており、これまでの管理運営に対する評価も良好で、今後も利用者ニーズに沿ったサービス提供が期待できる。 一関勤労青少年ホームは、勤労青少年の福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上を目的とした施設であり、また、一関市女性センターは、勤労女性の福祉の増進を図り、その健全な育成と労働生産性の向上を目的とした施設である。公共的役割を担っている当該団体が管理運営することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R7.3.31	1年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であること、また、一関勤労青少年ホーム及び一関市女性センターは令和6年度末で廃止する予定であることから、令和6年度までの1年間とする。	H20.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
17	一関市女性センター	更新									

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
18	一関市涌津市民センター	更新	涌津まちづくり協議会	<p>一関市涌津市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、涌津まちづくり協議会を選定した。</p> <p>当該団体は、涌津地区において、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された涌津地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。</p> <p>平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。</p>	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H31.4.1	同団体	H31.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
19	一関市花泉市民センター	更新	モリウシ希望ネット花泉	<p>一関市花泉市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、モリウシ希望ネット花泉を選定した。</p> <p>当該団体は、花泉地区において、協働の理念に基づいて、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することにより、支え合いの仕組みが実践される住みよい地域社会を形成することを目的として設立された花泉地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。</p> <p>平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。</p>	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H31.4.1	同団体	H31.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
20	一関市老松市民センター	更新	老松みどりの郷協議会	<p>一関市老松市民センターの指定管理候補者として、次の理由により、老松みどりの郷協議会を選定した。</p> <p>当該団体は、老松地区において、豊かな住みよい地域づくりを目的として設立された老松地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度から、当該施設の管理を行っており、組織体制、収支状況、事業内容等が健全かつ効果的に実施され、これまでの管理運営に対する評価も良好である。</p> <p>平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。</p>	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H31.4.1	同団体	H31.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
21	一関市日形市民センター（花泉農村集落多目的共同利用施設）	更新	日花里の郷日形	<p>一関市日形市民センター、花泉農村集落多目的共同利用施設及び一関市日形市民センター日形体育館の指定管理候補者として、次の理由により、日花里の郷日形を選定した。</p> <p>当該団体は、地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい日形地区をめざし、地区内の各種団体等との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された日形地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。</p> <p>平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。</p>	R6.4.1～ R11.3.31	5年	<p>一関市日形市民センター及び花泉農村集落多目的共同利用施設の指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。</p> <p>一関市日形市民センター日形体育館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。</p>	H31.4.1	同団体	H31.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
22	一関市日形市民センター日形体育館	更新		<p>一関市日形市民センター、花泉農村集落多目的共同利用施設及び一関市日形市民センター日形体育館の指定管理候補者として、次の理由により、日花里の郷日形を選定した。</p> <p>当該団体は、地区民が協力しあい、明るく豊かで住みよい日形地区をめざし、地区内の各種団体等との協働による地域づくりをすすめ、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された日形地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や事業内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。</p> <p>平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。</p>	R6.4.1～ R8.3.31	2年	<p>一関市日形市民センター及び花泉農村集落多目的共同利用施設の指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。</p> <p>一関市日形市民センター日形体育館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。</p>				

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
23	高倉コミュニティセンター	更新	永井地域コミュニティ活性化協議会	高倉コミュニティセンターの指定管理候補者として、次の理由により、永井地域コミュニティ活性化協議会を選定した。 当該団体は、永井地区において、地域住民自らが互いに尊重し協力して、健康及び社会福祉の向上、安全で快適な生活環境の創出、文化、スポーツの振興並びに生涯学習の推進などについて話し合い行動することにより、明るく豊かな地域づくりを推進すると共に、行政も含めた多様な団体等との協働による地域づくりを広く展開し地区の発展に寄与することを目的として設立された永井地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和3年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価も良好である。 平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	R3.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
24	一関市興田市民センター興田体育館	更新	興田地区振興会	一関市興田市民センター興田体育館の指定管理候補者として、次の理由により、興田地区振興会を選定した。 当該団体は、興田地区に住んでいる住民自らが、地域の現状や課題を出し合い、協力して課題解決に取り組み、いきいきと安心して暮らせる住み良い地域社会を構築することを目的に設立された団体で、興田地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理者制度を導入した令和3年度からは、指定管理者として同一地区の興田市民センターと一体的に管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に対する評価は良好である。 平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	R3.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
25	一関市猿沢市民センター（大東農村環境改善センター）	更新			R6.4.1～ R11.3.31	5年					
26	一関市猿沢市民センター猿沢体育館	更新	猿沢地区振興会	一関市猿沢市民センター、大東農村環境改善センター、猿沢伝承交流館及び一関市猿沢市民センター猿沢体育館の指定管理候補者として、次の理由により、猿沢地区振興会を選定した。 当該団体は、猿沢地区における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図ることを目的として設立された猿沢地区の地域協働体であり、当該施設について指定管理制度を導入した令和元年度からは、指定管理者として管理運営を行っている。これまでの管理運営については、組織体制や業務内容等が健全かつ効果的に実施され、管理運営に関する評価は良好である。 平成31年4月に策定した第2次一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると考えられる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	一関市猿沢市民センター、大東農村環境改善センター及び猿沢伝承交流館の指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるにあたり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。 一関市猿沢市民センター猿沢体育館の指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H31.4.1	同団体	H31.4.1～ R6.3.31	まちづくり推進部
27	猿沢伝承交流館	更新			R6.4.1～ R11.3.31	5年					

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部	
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間		
28	伊勢館公園野球場	更新										
29	伊勢館公園テニスコート	更新										
30	藤沢スポーツランド	更新	藤沢町モータースポーツ協会	藤沢スポーツランドの指定管理候補者として、次の理由により、藤沢町モータースポーツ協会を選定した。 当該団体は、モータースポーツの普及発展と向上を図り、青少年の育成と地域振興に寄与することを目的に設立された団体であり、平成18年度から指定管理者として管理運営を行っており、管理運営に対する評価も良好である。 当該施設は、全国規模の大会等が開催されるモトクロスコースとして競技者等に利用されており、施設内の施設の特長を熟知している当該団体が管理することにより、利用者のニーズを反映した対応が図られるとともに、モータースポーツの普及発展と地域振興に寄与すると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～R6.3.31	まちづくり推進部	
31	大東児童クラブ	更新	大東児童クラブ運営委員会	大東児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、大東児童クラブ運営委員会を選定した。 当該団体は、当該施設の管理運営を目的に設立された団体であり、当該施設の設置当初の平成25年度から管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど、積極的な運営を行っており、経費節減に努め、管理に係る収支も健全であり評価できる。 また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理者に選定した。	R6.4.1～R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H25.4.1	同団体	R3.4.1～R6.3.31	健康こども部	
32	川崎児童クラブ	更新	川崎児童クラブ運営委員会	川崎児童クラブの指定管理候補者として、次の理由により、川崎児童クラブ運営委員会を選定した。 当該団体は、当該施設の管理運営を目的に設立された団体であり、当該施設の設置当初の平成25年度から管理運営を行っている。これまでの管理運営については、放課後児童に安全な生活の場を提供するほか、児童の情操を養うことを目的として季節に応じた様々な行事を自主的に実施するなど、積極的な運営を行っており、経費節減に努め、管理に係る収支も健全であり評価できる。 また、当該施設の利用者は専らその地域の児童であり、地域住民で組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能になることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理者に選定した。	R6.4.1～R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H25.4.1	同団体	R3.4.1～R6.3.31	健康こども部	
33	一関市生活支援ハウスむろね苑	更新	社会福祉法人根孝養会	一関市生活支援ハウスむろね苑の指定管理候補者として、次の理由により、社会福祉法人根孝養会を選定した。 当該施設は高齢者に対し、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的に設置された施設であり、本市における高齢者福祉に係る地域資源として、重要な施設となっている。平成18年4月1日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。 当該団体は、隣接する介護保険施設等を運営している社会福祉法人であり、これまでの当該団体による管理運営は良好であった。隣接施設との連携により、介護支援機能や交流機能が総合的に提供されることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H18.4.1	同団体	H31.4.1～R6.3.31	福祉部	
34	千厩新町にぎわい交流施設	更新	協同組合千厩新町振興会	千厩新町にぎわい交流施設の指定管理候補者として、次の理由により、協同組合千厩新町振興会を選定した。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成17年度から当該施設の管理を行っているが、適切な管理運営、経費の節減及び利用者サービスの向上に努め、これまでの管理運営に対する評価は良好で、今後も利用者ニーズに沿った運営が期待できる。 また、当該施設は、地域情報の発信、地場産品の普及及び人々の交流を促進し、千厩地域の中心商店街の活性化を図る上で、趣向を凝らしたイベントの開催や「せんまや夜市」の中核的な推進を担っている当該団体による管理運営が最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H17.12.16	同団体	R3.4.1～R6.3.31	商工労働部	

未確定

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理候補者	左記の団体の選定理由	指定期間		左記の指定期間とした理由	指定管理の状況			所管部
					期間	年数		導入年月日	現在の指定管理者	現在の指定期間	
35	川崎農村女性の家いぶき会館	更新	赤柴自治会	川崎農村女性の家いぶき会館の指定管理候補者として、次の理由により、赤柴自治会を選定した。 当該施設は、住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会を形成することを目的に、昭和55年3月に設置された施設であり、地域の活動拠点施設として生活環境の改善、教育・文化活動、住民の健康増進、さらに人豆等の農産物の加工施設として利用されている。 当該団体は、指定管理者制度を導入した平成22年度から当該施設の管理運営を行っているが、適切な施設運営に努めており、これまでの管理運営に対する評価は良好で、今後も安定的な管理運営が期待できる。 また、当該施設の利用は、地元の自治会や農産加工グループ等の利用が多く、地域に密着した施設であり、経験を有している地元の自治会が管理運営することが最も適していると考えられることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公券によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公券により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R8.3.31	2年	指定期間については、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針で保有縮減に分類している施設であることから、令和7年度までの2年間とする。	H22.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	農林部
36	藤沢有機肥料センター	更新	株式会社若葉	藤沢有機肥料センターの指定管理候補者として、次の理由により、株式会社若葉を選定した。 当該団体は、畜産経営体を構成員とし、平成11年度から平成15年度において農林水産省所管の国庫補助事業である県営畜産経営環境整備事業により建設した当該施設の管理運営主体の要件に適合する団体であり、指定管理者制度を導入した平成18年度から当該施設の管理運営を行い、家畜排せつ物の処理及び堆肥製造について優れたノウハウ及び必要な許可を有しているなど、これまでの管理運営の実績は良好である。 また、当該施設を引き続き管理運営することにより地域の農畜産業、食品産業への貢献が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公券によらず指定管理者を指定する場合」の「カ 公券により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域振興に貢献していると認められる団体に係る更新（1回に限る。）の場合」に該当すると判断し、非公券により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H18.4.1	同団体	R3.4.1～ R6.3.31	農林部
37	北上川交流センター	更新	特定非営利活動法人北上川サポート協会	北上川交流センターの指定管理候補者として、次の理由により、特定非営利活動法人北上川サポート協会を選定した。 当該施設は、一関市の視水並びに地域間の交流連携の拠点施設として、親水活動及び北上川地域等の交流連携の推進を図り、地域の活性化に資することを目的に設置された施設である。平成16年4月1日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。 当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、長年にわたり親水活動・交流事業に取り組んでいるほか、国土交通省から北上川調査船運行管理業務も受託しており、当該団体が管理運営することにより、利用者に対して川に関する知識を提供できるとともに北上川流域の交流と連携の推進や地域の活性化が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公券によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公券により当該団体を指定管理候補者に選定した。	R6.4.1～ R11.3.31	5年	指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。	H16.4.1	同団体	H31.4.1～ R6.3.31	消防本部
38	一関市真湯温泉センター	更新		未確定				H18.4.1	株式会社	R3.4.1～ R6.3.31	商工労働部